

# 中山間地域の集落営農法人の現状と展望

## — 定点観測 2 - 2 -

山 浦 陽 一

### 目 次

1. 課題の設定
2. 中山間地域の集落営農法人の動向
  - (1) 中山間地域の集落営農の性格
  - (2) 中山間地域の集落営農の変化
  - (3) 大分県の集落営農の性格と変化
3. 大分県庁の集落営農支援施策と背景
  - (1) 大分県の集落営農の動向
  - (2) 5年前の施策の方向性とその後の変化
4. 由布市・法人A
  - (1) 法人Aおよび立地集落の概要
  - (2) 5年間の法人の変化
  - (3) A集落の変化と背景
  - (4) 今後の展望
5. 豊後大野市・法人B
  - (1) 立地集落の概要
  - (2) 法人と集落の変化と背景
  - (3) 法人の組合員・役員の変化
  - (4) 複合化と法人間連携の深化
  - (5) 今後の展望
6. 竹田市・法人C
  - (1) C地区の概況
  - (2) 法人Cの5年間の変化
  - (3) 基盤整備事業への対応と今後の展望
7. まとめと展望
  - (1) 新しいアプローチの必要性
  - (2) 園芸導入の手法と作業の担い手
  - (3) 県庁の法人支援の方向性
  - (4) 低単収への対応の必要性

## 1. 課題の設定

中山間地域の農業・農村の将来を展望する上で、参考となる特徴的な事例の定点観測を行うことが筆者に与えられた課題である。毎年ひとつのテーマに絞り、大分県をフィールドに事例を分析する。概ね5年ごとに同じ事例を取り上げ、その変遷を追う。なお問題意識や論点の整理は行うが、主眼はあくまで事例の定点観測であり、何らかの結論を導き出すことには重きを置いていない点をあらかじめ断っておきたい。

今年度は、2014年に取り上げた3つの集落営農法人のその後と、県庁の法人支援政策の展開を追う<sup>1)</sup>。2007年の品目横断的経営安定対策を契機に中山間地域においても集落営農法人の設立が進んだ。2014年度時点では、設立から5年程度が経過し、経営が落ち着いてきたタイミングでの分析だった。それから5年が経ち、農地集積の動向や、中心メンバーの世代交代、園芸作物の導入、集落営農間の連携、地主、非農家等集落内の関係等を検討する。

特に前稿調査当時、3法人とも県庁の中山間地域のモデル法人として園芸作物の導入が期待されていたが、実際の導入の状況とその理由について確認する。また法人と集落との関係は、オペレーターや役員の確保、農道・水路・防護柵の管理、中山間地域等直接支払制度の活用などを巡り、法人の経営を左右する重要な要素であり、丁寧な検討を行いたい。

本稿の構成は、まず第2節で、農水省の集落営農実態調査からこの間の全国、大分県の中山間地域の集落営農の変化を概括する。第3節では、大分県の集落営農の推進を主導してきた県庁の取り組みについて検討する。第4節から第6節で5年間のA、B、Cの各法人の変化を整理し、以上を踏まえ、最後に第7節で中山間地域の集落営農の現状と今後の方向性、および必要な政策について整理する。

## 2. 中山間地域の集落営農法人の動向

### (1) 中山間地域の集落営農の性格

5年前に整理したように、中山間地域の集落営農には参加率の高さと集積率

の高さという2つの特徴がある。

まず1集落当たりの農家戸数は平地、中間、山間の順番で少ないものの、集落営農あたりの参加農家数は中間農業地域が多く、山間農業地域も大きな差はなかった。理由としては、まず集落営農あたりの参加集落数が中山間地域の方が多いたことがあげられる。

一般的に平地では農地が連たんしており、圃場整備時の工区や水系、出入作など、土地利用における隣接集落との結びつきが強い。それに対し、中山間地域では周辺集落と地形的に隔絶しており、複数集落での組織化は難しいと考えられる。他方で元々の集落規模が小さく、労働力の確保や機械の稼働率向上のために、複数集落での組織化に取り組まざるを得ない面もある。中山間地域で組織当たりの参加集落が多いことから、後者がより強く作用していると考えられる。

中山間地域で集落営農の構成農家数が多いもうひとつの要因は、集落内での参加農家率の高さである。山間地域では、平地地域の約1.5倍の参加率となっていた。平地では集落営農以外にも家族経営や企業など他の主体が集落内外にいるのに対し、中山間地域では、集落営農が唯一の担い手という場合が多い。集落の総意として設立され全農家が参加しているケースが多いと考えられる。さらに山間地域の参加率は100%を超えている。農家だけでなく、土地持ち非農家や離村者も参加していることが伺われる。

集積面積については、平地、中間、山間と条件が悪くなるほど小さい。参加農家は多くても、もともとの零細性を反映して組織としての集積規模は大きくなかった。ただし、集積率で見れば別の姿が見えてくる。集落の水田面積に対する集積面積は、山間農業地域では平地農業地域の約2倍に達していた。集落内農家はもちろん、土地持ち非農家、離村者、さらには集落同士での農地や作業の受委託が進んでいることが想像できる。このように、絶対量としての面積は平地に及ばないものの、質的には中山間地域で農地集積は進んでいるといえる。

なお、大分県の集落営農は、2014年時点で集積面積の小ささは中山間地域一般と同様だが、参加率や集積率は中山間地域の平均よりも明らかに低く、平地に近い性格を持っていた。ただ地形として平地が多いわけではなく、また他の

担い手が多くいるわけでもない。3法人の実態調査からは、むしろ地域で唯一の担い手として設立されるものの、高齢化が進み出資をためらったり、出し手がいても労働力確保が難しく引き受けられないケースがあることが推察された。

表 1 農業地域類型別の集落営農の変化（2013～2018年）

	集落営農数	組織あたり参加 集落数	組織あたり参加 農業者数（人）	組織当たり集積 面積（ha）	
全 国	14,949 101.6%	2.02 103.1%	33.6 93.2%	31.6 94.5%	
法人	5,301 181.8%	2.28 95.0%	40.8 96.1%	40.0 103.5%	
非法人	9,648 82.3%	1.88 102.2%	29.6 84.4%	27.0 83.3%	
農業 地域 類型	平地農業地域	6,114 97.1%	1.81 102.5%	32.6 96.2%	39.8 97.7%
	中間農業地域	4,828 105.1%	2.06 104.0%	33.4 92.6%	26.9 93.8%
	山間農業地域	2,368 108.1%	2.10 107.0%	28.5% 92.2%	20.6 90.9%
大分県	486 89.7%	1.67 95.1%	21.1 87.8%	13.2 89.5%	

資料：農林水産省2013年・2018年「集落営農実態調査」より作成。

注1：各行上段の数値は、2018年の数値。

2：各行下段のパーセントは、2014年から2018年にかけての変化率。

3：農業地域類型と大分県の中で最も減少率の高いものを網掛けとした。

4：都市的地域の表示は省略した。

## (2) 中山間地域の集落営農の変化

このような中山間地域の集落営農の性格が、5年経ちどう変化したのか、農水省の集落営農実態調査から確認する（表1）。まず組織数は全国では微増、法人・非法人別では、法人が8割増、非法人が2割減となった。組織数全体としては頭打ちだが、既存組織内の法人化が進みつつあると考えられる。農業地域類型別に見ると、中山間地域では増加しているのに対し、平地で減っている。組織数の減少の理由としては組織の統合と解散の二つの可能性が考えられるが、組織当たりの集積面積も減少しており、後者の影響が大きいと推察できる。平場の集落営農は、法人であればいわゆる枝番管理方式で設立されたものの、その後経営の一体化が進まずに結局もとの個別での経営に戻る。任意組織では、機械・施設の共同利用組織として立ち上がったものの、結果的に機械、

施設を更新をせずに解散するケースが考えられる。

組織当たりの参加集落数は、全体的には中山間地域も含め微増となっている。既存組織の周辺集落の取り込み、組織同士の統合が徐々に進みつつあるといえる。特に、中間、山間と条件の悪い地域ほど参加集落は多く、また増加率も大きい。周辺集落への積極的な拡大なのか、単一集落での経営が難しくなり統合が進みつつあるのかが注目される。なおこの参加集落数については、法人で減少している。理由としては、既存法人の分割と単一集落での法人設立割合の増加がありうるが、後者と考えるのが現実的であろう。

組織当たりの参加者数はすべての行で減少している。特に非法人で激しいが、理由としてはメンバーの離脱と大規模な組織の法人化の2つが考えられる。農業地域類型別で見ると、わずかだが中山間地域での減少幅が大きい。小規模な新規設立組織が多いこと、もしくは既存組織の参加者の減少の可能性がある。

組織当たりの集積面積については、唯一法人では増加しているが、全体として減少している。特に非法人、中山間地域での減少が目立つ。非法人については規模の大きな組織の法人化で説明ができる。中山間地域では、小規模な新規組織が多いことも考えられるが、労働力確保の困難性、収益性の悪化等で耕作放棄が増えている可能性もある。

### (3) 大分県の集落営農の性格と変化

以上の変化率の数値を大分県についてみると、すべての項目で減少している。しかも他の行に比べ減少率が大きい項目が多く、地域農業の後退が進んでいることがうかがえる。例えば、集積面積と組織数が両方減少しているのは、非法人、平地農業地域と大分県だが、上でも整理したように、非法人は法人化、平地農業地域では実態の伴っていなかった組織の解散で、明らかな地域農業の後退ではないと考える。他方、大分県の場合は、宇佐平野などの平場を除き、集落営農以外に農地の受け皿はなく、組織数と集積面積の減少が平場以外で進んでいるとすれば、それが耕作放棄につながっている可能性がある。

この表の数値からは、大分県においては、構成員の高齢化や離脱により組織の機能低下が進み、それが集積面積の減少、さらには組織の解散につながっている、そしてその対策としての組織の統合や再編もまだ進んでいない、と整理

できる。以上のような統計データの整理が適切なのか、実態はどうなっているのか、そしてそれに対し行政、特に県庁はどのような対策を講じているのか、次節以降検討していく。

### 3. 大分県庁の集落営農支援施策と背景

#### (1) 大分県の集落営農の動向

大分県では、県庁の強力な支援の下で集落営農の設立が進んできた。県庁の集計によると、2013年度には全体で598組織、うち法人が189だったが、5年たった2018年は573組織、うち法人は222となっている。前節で見た全国的な動向と同様、法人は増加したが、全体、および任意組織は減少している。背景には、任意組織の法人化と解散があるが、数としては後者が多いという。法人化も2018年度までに236法人を目標としており、想定どおり進んでいるとはいえない。また任意組織は2018年度新たに3つ設立されたが、自然発生的に設立されたものであり、以前のように県庁等の関係機関が、組織的に設立を働きかけたものではない。

県庁では組織数や法人数よりも、集落カバー率や、面積カバー率、経営力の強化を重視している。集落営農による集落カバー率については、県全体では2018年度に39%となっており、2019年度には43%まで高める目標を立てている。ちなみに後にみる法人A、B、Cのある由布市、豊後大野市、竹田市の2018年度の集落営農の集落カバー率は、それぞれ33%、51%、41%となっている。

経営力の指標としては、常勤雇用を意識して経営規模25ha、収入2,500万円を目指して各種の支援、指導をしている。2018年度に25ha以上の法人は60、2,500万円をクリアしている法人は59（見込み・調査中）で、2019年度にはそれぞれ63、70法人を目指している<sup>2)</sup>。

関連して、昨年度取り上げた「地域農業経営サポート機構」の設立がさらに進んでいる<sup>3)</sup>。2016年度、2017年度に2市ずつ設立され、2018年度は一気に6市で立ち上がり、2019年度も2市で設立予定である。2018年度の6市には本稿が取り上げる3法人がある由布市、豊後大野市、竹田市が含まれており、3法人とも「連携組織」として各サポート機構にかかわっている。サポート機構は

集落営農法人をはじめとした担い手による担い手不在集落の支援を目的のひとつとしており、サポート機構の仲介による不在集落の農地の借入や作業受託などが期待されている。

## (2) 5年前の施策の方向性とその後の変化

5年前、県庁担当課では、中山間地域の法人では米麦大豆の栽培をベースとした規模拡大には限界があるため、園芸の導入による常勤雇用の体制を整え人材を確保する、という絵を描いていた。その際、基本的には園芸部門は法人の直営で、法人の従業員が作業に従事する、というイメージだった。園芸導入に当たっては、機械・施設の整備、実証に必要な資材や人件費、普及員による集中的な指導など、全面的なバックアップ体制を敷いている。

しかし、結果として中山間地域の法人での園芸の導入は、当初の計画通りには進んでいない。県庁では支援を担当する普及員の判断により、各法人の性格、方向性を整理している。その中で、園芸を法人直営で導入する見込みがある「園芸本格導入」に区分されているのは218法人中37法人である（2018年度）。中山間地域の法人だけを厳密に抜き出すことはできないが、37法人の中で典型的な中山間地域の法人は多くなく、もともと一定程度畑があつたり、市街地に比較的近く、若手のリーダーがいたりなど、特殊な条件を持っているケースが含まれるという<sup>4)</sup>。

ちなみに、県全体で一番多い分類は「水田規模拡大」で90法人、次が「現状維持」70法人、法人直営ではなく周辺の園芸農家や法人と連携する「園芸連携」が48法人、「再編統合」が20法人となっている（一部重複あり）。県担当者によると、中山間地域では「現状維持」と「園芸連携」に区分されている法人が多いという。A、B、Cの各法人も、A、Cが「現状維持」、Bが「園芸連携」に区分されている。

「園芸連携」は、周辺で既に園芸に取り組む農家や法人と農地や機械施設、労働力を融通するものである。ノウハウ不足や常勤の労働力確保の困難性により、法人が直に園芸に取り組むのは難しいが、農地の仲介や農繁期の臨時的な労働力を供給することはできる。他方法人側としては、機械のオペレーターや草刈の労働力を確保する、というプランである。

もうひとつの「現状維持」については、平場では集落内での農地集積が一段落し経営が軌道に乗ったものもあるが、中山間地域では規模拡大や園芸など他の積極的な取り組みが難しく、消去法で区分されたケースも少なくない。

表2 事例組織の概要（2018年度末時点）

名称	由布市 農事組合法人A	豊後大野市 農事組合法人B	竹田市 農事組合法人C
受益集落	2集落	1集落	8集落
所在地の標高	330m	320m	400m
登記	2009年	2009年	2007年
前身組織	あり(2007年設立)	あり(2007年設立)	あり(1997年設立)
出資金	120万円	27万円 (1万円/人)	6万円
構成員数	42人	27人	6人
オペレーター	4人(常時0人)	7人(常時2人)	6人(常時0人)
組合長	70代前半男性	60代後半男性	60代後半男性
集積面積	7ha	8.4ha	75.1ha
利用権設定 作業受託	0ha 7ha	3.2ha 5.2ha	25.3ha 49.8ha
水稲	5.6ha	8.4ha	47.1ha
麦類	-	-	-
大豆	-	-	25.8ha
新規需要米	1.2ha	-	3.5ha
その他	-	-	-
主な法人所有 機械・施設	トラクター(38ps)、コンバイン(3条)、乗用田植機(5条)、乾燥機(25石2台)、軽トラ、フォークリフト等	動噴、コンバイン、パワーディスク	トラクター5台、田植機2台、水稲コンバイン4台、大豆コンバイン2台、ブーム酢プレーヤー等
「中山間」面積	45.5ha	31.6ha	131ha
「多面的」面積	47.5ha	-	119ha
備考	法人とは別に中山間支払の集落協定でライスセンター等機械・施設整備	機械・施設は前身組織、集落協定、構成員から借り上げ	機械・施設は前身組織等から借り上げ

資料：大分県農地活用・集落営農課資料および聞き取り調査より作成。

注1) 面積等の数字は県庁のデータをそのまま記載しており、ヒアリングを基に記述している本文とはズレている箇所がある。

2) B集落は農業集落としては4つから構成されている。

なお、「再編統合」は20法人と全体の1割以下で、多いとはいえない。表1では、大分県は組織あたり参加集落数は増えていなかったが、それと合致した数値であるといえる。単独での運営が難しくなりつつある法人があっても、周辺に組織がない、もしくはあってもその組織も状況が同じで連携のメリットが乏しいというケースが多く、また議論の進行役、調整役がないことも要因となって



いるという。

このように「再編統合」は課題も多くまだ広がっているとはいえないが、この間法人と任意組織が統合した事例が1つ生まれている。2つの組織の活動エリアは隣接しており、法人が山側、任意組織が平場である。法人は使える補助事業も多く機械や施設は充実しているが、高齢化が進み労働力確保が課題となっていた。他方、任意組織側は若いメンバーが比較的多いものの、任意組織のため機械・施設の導入が難しく、また作業受託しかできない、という弱みがあった。両者のメリット、デメリットがかみ合う形で機械の貸し出しや作業受託での連携が進み始め、2019年2月に統合し新しい組織となった。

再編統合は、県内ではまだこの1件だけで、全体としては目立った動きはないが、他方でこの間法人間連携は順調に進んでいる。2018年度は、218法人のうち140法人が何かしらの連携にかかわっており、前年度から33法人増えている。連携の内容としては、米の共通ブランド立ち上げや資材の共同購入などもあるが、多いのは数法人での機械の共同利用である。法人Bを含め14法人が参加する豊後大野市集落営農法人連絡協議会の畦畔管理部会のような大規模な連携はレアケースで、3～4法人での取り組みが多い。

もうひとつの特徴は、連携は隣接する法人に限らない点である。法人Bが参加する後述のさといもの定植機の共同利用のように、作業適期が重ならない平場と中山間、水田と畑などでの連携も進んでいる。また特定の法人が中心となる連携の場合、機械の故障や事故を避けるため、オペレーターも当該法人が派遣する場合がある。オペレーター等労働力のみを融通、派遣する連携はまだ少ない。

以上のように、この5年間で組織の統合や機械、施設の共同利用の広がりなど、積極的な動きがあった一方で、心配な状況も広がりつつある。具体的には、経営が悪化し、経営規模の縮小、さらには活動を休止する法人が出始めている。県では毎年各法人の経営状況の調査をしているが、3年連続で経営面積が減少したり、5年前と比べて400万円以上収入が減少したり、さらには現在活動休止中という法人も少なくない。また先に触れたように、任意組織の解散が増えているが、法人についても既に4法人が解散し、現在検討している法人も複数あるという。

県庁では、上で見たように経営強化や法人間連携を推進しているが、これら休止、解散してしまう組織が管理してきた農地の受け皿の確保も必要になっている。法人が管理してきた農地が一気に放出されれば、単独の法人がそれをカバーすることは難しい。県のアンケート調査によれば、規模拡大を積極的に志向している法人は2割弱で、多くの法人は頼まれれば引き受ける程度（54%）、もしくは現状維持（25%）が多くなっている。これは平場も含めた県全体の平均であり、中山間地域では、さらに消極的な回答の割合が高くなると考えられる。

サポート機構も基本的なコンセプトは担い手間の連携促進と、その結果としての担い手不在集落の支援であり、サポート機構自身が労働力や機械・施設を持ち、経営を担うことを想定しているわけではない。担い手の余力がない地域が多い中で、どのような受け皿を整備するのか、難しい課題を抱えているといえる。

## 4. 由布市・法人A

### (1) 法人Aおよび立地集落の概要

A集落は、大分県由布市のほぼ中央部に位置し、市役所まで車で約10分、大分市中心部まで約45分、由布院まで約20分という立地である（図1）。人口構成は、2010年の段階では50代以上は一定の人数がおり、そのメンバーが法人や地域づくりを担っていた（図2）。他方で40代より下の世代が少ない。大分市まで通勤できない距離ではないが、青壮年層の人数は少なく、高齢化が進みつつあった。

2010年センサスでは、総戸数48戸、農家戸数36戸、販売農家戸数33戸、農業就業人口47人（高齢化率57%）、田34.6ha、畑1.2ha、樹園地5.7ha、となっていた。

2014年のヒアリング時には、総農家戸数34戸、認定農業者4人で、認定農業者は梨の生産を中心にしていて、集落内のほぼすべての水田が中山間支払の対象（急傾斜）となっていたが、農地は谷筋にまとまっており、全体でひとつの団地を形成している。米は食味が良く、JAにはほとんど出荷せず、独自に販売する農家が多かった。

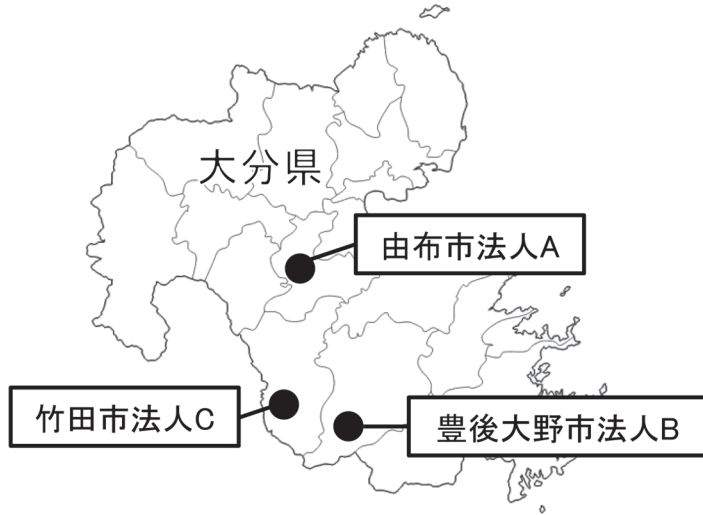
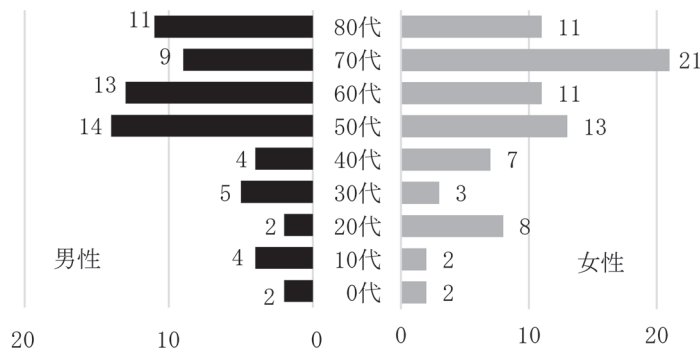


図1 事例法人の位置



資料：由布市役所資料より作成。

図2 A集落の人口ピラミッド（2010年・人）

文化祭、運動会、盆踊りに加え、神楽、ホテル鑑賞会等のイベント、地元小学校との連携、自主防災組織の運営など、活発な地域づくりを展開しており、集落営農もそれらの活動をベースとして展開していた。またA集落ではグリーンツーリズムも盛んで、集落内に3軒の農泊受け入れ家庭があり、市のグリーンツーリズム研究会の会長もA集落の農家が務めている。

## (2) 5年間の法人の変化

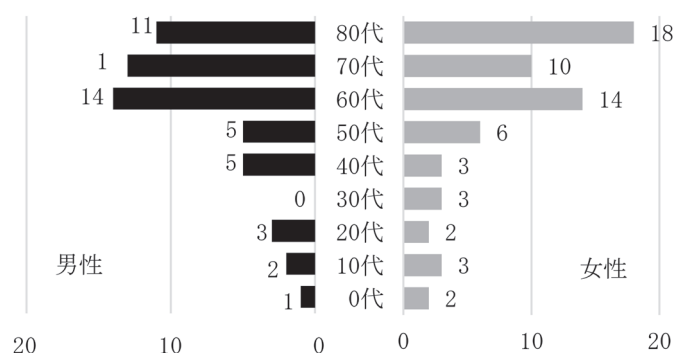
2019年現在のA集落の人口は、市役所のデータでは106人で、うち65歳以上

が71人と67%を占める。2019年の人口ピラミッドである図3と先の図2を比べると、10年分上に持ち上がり、50代が減少していることがわかる。集落の小学生以下の子ども的人数は6人で、その上に高校生が1人、大学生が1人いる。集落の総戸数も、人口ほどではないが、2014年の48戸から41戸に減少した。

法人の組合員は40人であり、引き続きほぼ全戸が法人に参加している。なお41戸のうち、稲作農家は21戸で、それとは別に離村し通作する農家が2戸ある。認定農業者は4人で5年前と変わっておらず、全員梨がメインである。稲作で一番規模が大きい農家は出作分を含んで約5haで、経営主は60代後半、認定農業者にはなっていない。

法人Aの経営面積は、5年前の2.4haから2019年は5haへ、作業受託面積は4.8haから9haへ、それぞれ約2倍に増加した。ただし積極的な規模拡大ではなく、高齢農家が徐々に離農し、その中で受け手のいない条件の悪い圃場が法人に集まってきた結果としての拡大である。また利用権設定と作業受託の関係について、法人としては収入も不安定で、水管理や草刈の労働力確保も難しいため極力利用権設定を避け、作業受託にとどめようとしているが、高齢化による離農により利用権設定せざるを得ない面積が増えている。

なお、うち2件は隣接集落への出作で、A集落の組合員の出作分を引き受けたのではない。純粋に隣接集落の農家が経営する隣接集落の水田で、しかも圃場も隣接していないが、他に受け皿がなく引き受けている。



資料：由布市役所資料より作成。

図3 A集落の人口ピラミッド（2019年3月末現在・人）

2019年度の経営面積は5haあるが、上で触れたように条件の悪い圃場が多く、年度当初に稲の作付けを予定していたのは3.2haだった。さらにその後の

水不足や獣害、土砂崩れで最終的には2.3haの作付けにとどまった。残りの分は草刈のみの対応となっている。なお稲はすべて主食米用の「ヒノヒカリ」で、2014年当時に取り組んでいた「つや姫」や飼料米、大豆、葉牡丹の栽培は収益性の低さや労働力確保の困難性からその後中止している。ヒノヒカリのみにすることで収入も減ったが、労賃を中心に支出も減り、赤字から脱却している。

2018年度の収入は約500万円で、うち米の販売額は約160万円、作業受託料金が約100万円、中山間支払の交付金などが約200万円となっている。他方支出では労賃が約220万円、地代が40万円、委託料と減価償却費が約30万円ずつなどとなっている。

米は法人だけでなく、集落内の農家はほぼ農協を通さず、縁故米に加え、近隣の福祉施設や食堂、旅館などに販売するケースが多い。5年前には苦戦していたレンゲ米がその後軌道に乗り、ラベルも完成し、集落の申し合わせとして30kg当たり8千円以上での販売も浸透してきた。

5年前に4人いたオペレーターは、1人が高齢で引退し、すぐ後で述べる新組合長、前組合長に、もう一人70代前半の男性、計3人となっている。作業は3人のオペレーターが均等に担うわけではなく、組合長がその多くを引き受ける。その組合長については、5年前に法人の作業・経営の中心を担っていた現在70代前半の組合長A氏が、体調不良もあり、2019年4月に退任し、それまで事務局長を務めていたB氏（60代前半）が新たに組合長となった。B氏に交代後も組合長に負担がかかる形は変わらず、B氏が作業の多くを担い、他のメンバーとの従事日数には大きな差がある。

法人Aでは、オペレーター等法人の中心メンバーは自身の農地は法人に預けず、各自で経営、作業している。前組合長A氏は法人と別に1.2haを経営し、A集落では比較的規模の大きい農家だった。新組合長B氏も、自身が経営する1.7haに加え、妻の実家の水田1.7haの作業の支援も行う必要があり、法人の分も合わせ作業が重なり負担が大きくなっている。さらにB氏は2019年度集落の区長も勤めている。

法面の草刈については、5年前は青壮年部が1回に12～13人出て作業していたが、今は参加人数、実施回数とも減っている。青壮年部は2019年現在17人いるが、年齢制限はなく、70代のメンバーがいる一方で、40代以下は2人のみ

となっている。基本的に各世帯から男性1人が参加し、父親が抜けてから息子が入る仕組みである。

法人Aでは労働力確保のため、まず草刈作業の時給を1,500円から1,750円(ただし機械や、刃、燃料は作業者負担)に引き上げた上で、集落外にも声をかけ、現在は市内に住む組合長の親戚1人が主力となっている。ちなみに時給については、5年前はオペレーター1,500円、補助作業1,000円の2段階だったが、軽作業1,000円、補助作業1,250円とし、オペレーター、草刈とあわせ4段階となっている。

法人の機械・施設について、5年前はトラクター、田植機、コンバイン1台ずつとライスセンター、倉庫だったが、その後トラクターとコンバインを1台ずつ増やし、それ以外にショベルカーを2台と軽ダンプ1台、色選機を導入した。ショベルカーは進入路整備や水路掘削等、簡易な基盤整備に利用している。

この5年で導入した機械はすべて中山間支払の交付金を利用した。なお交付金の配分は個人が7割、共同取組活動が3割である。以前は半々だったが、個人の大規模農家から共同分のメリットが小さいため、個人配分を厚くしてほしい、との声があり、第4期対策の2年目である2016年度から現在の配分割合となった。なおこの間、集落協定の面積や単価等には大きな変化はない。

### (3) A集落の変化と背景

A集落の特徴のひとつは、先に触れたように熱心な地域活動にある。集落としての運動会は5年前に廃止されたが、文化祭、盆踊り、神楽、ホテル鑑賞会、ゲートボール、小学校(5年生)の田植え、稲刈り体験の受け入れ等は継続している。

2019年度は、秋に新たに収穫祭の開催を予定している。主に集落の出身者(他出子)に呼びかけて、集落や法人との関係を強化することを目指している。他出子は、集落に住む親が高齢の場合共同作業時に参加することはあるが、青壮年部に入ったり、法人の作業に参加することはなかった。収穫祭では、小さい子ども向けの昔の遊び、合同での夕食作り、コンサートに加え、集落や法人の現状を共有するとともに、親のリタイア、他界にどう対応するかを問題提起する予定である。

収穫祭の企画運営は、集落在住の40代前半の3組の夫婦が中心となっている。現状のまま人口減少や高齢化が進むと、自分達だけでは集落の維持や法人の経営を継承することは難しい、との危機感が動機となっている。中心メンバーの3組の夫婦のうち、2組はA集落出身の夫と他市出身の妻という組み合わせで、残り1組は県外からの移住者（Iターン）夫婦である。移住者夫婦は3年前に移住し、夫はシステム開発やITサービス事業を自営しており、自宅で作業ができる。集落の青壮年部や消防団にも入った。ホテル鑑賞会のチラシ作成やコンサートの企画運営、集落のテーマソングの作曲者の紹介、梨の収穫作業の手伝い、さらに子どもが小さいので現在は受け入れをほとんどしていないが、農泊の登録もしている。

移住の直接の動機は、大阪のイベントでの農泊の会長との出会いや空き家の紹介だったが、その背景には、棚田の景観や上で見た各種イベント、伝統芸能、農泊等への取り組みにより、集落全体が外部との交流に慣れてきたこと、それを支える集落や法人の運営がしっかり行われてきたことがある。関連して、法人の新旧組合長をはじめ、市役所や農協職員が多く、各種の補助事業、助成事業に取り組みやすい環境も影響している。

なお、新しく取り組む収穫祭は、法人や集落、青壮年部とは別の団体として市の助成を受けている。上の世代からは、青壮年部を青年部と壮年部に分け、青年部として活動してはどうか、という案もあったが、集落の組織とはせず、自由に活動することを選んだという。また活動はそれぞれ夫婦そろって参加し、代表も女性が務めているなど、既存の農村の組織とは異なる雰囲気でも運営されている。

この5年間の集落の変化として、収穫祭に加えてもうひとつ特記すべきは、集落の伝統芸能である神楽についてである。由布市内には、集落単位を基本に多くの神楽座があるが、A集落でも1975年から活動が始まった。週1回平日の夜の練習で、神社の祭りだけでなく、各種イベントにも声がかかる。2019年9月現在、A集落の神楽座には18人の座員がいるが、うち2人は2018年度に、3人は2019年度から加入したメンバーである。5人ともA集落外からの参加で、年齢は14～22歳と若い。集落として運営されてきた神楽座で、外部から短期間で5人も新規の座員が入るのは異例である。また大分市でのラグビーワール

ドカップのイベントでも披露するなど、活躍の場も市外へ広がっている。

#### (4) 今後の展望

組合長としては、法人の運営は、当面は複合化や多角化には踏み込まず、主食用米生産を中心とした省力化、低コストでの農地維持に集中し、専従者の確保も考えていない。その際、条件の悪い圃場については、無理に引き受けず、中山間支払についても、第5期対策では一定程度規模を縮小せざるを得ない、としている。当然周辺集落への進出も難しい。由布市においても集落営農法人連絡協議会を母体に「地域農業経営サポート機構」が立ち上がり、法人Aも「連携組織」として名を連ねているが、他集落の作業受託の依頼については断っている。

さらに、いくら省力的な仕組みといっても、顔ぶれを見るとあと5年で作業は厳しくなるため、現在の法人の中心メンバーについては、個人、法人関係なく全員での作業を提案しているという。

また作業の中でも一番負担の大きい畦畔の草刈については、カバークロープの導入も試行したが、面積があまりに広く経費がかかり、他方で他の機械・施設の整備が終わっていないため、当面現行のやり方を続けざるを得ない、としている。

中長期的には、法人の若返りができるかどうかが鍵になる。家屋の傷みがひどかったり、金融機関から改修の融資が上手く受けられず実現しなかったが、上記の移住夫婦以外にもこの数年で2件移住の話があった。移住者の受け入れや、収穫祭での他出子との関係強化、神楽をはじめとした地域活動による交流促進で、集落や法人にかかわる人数を増やし、その中からより中心的に運営を担う人材の確保を目指す。

## 5. 豊後大野市・法人B

### (1) 立地集落の概要

B集落は、大分県豊後大野市の南西部に位置し、宮崎県高千穂町に接している（図1）。市役所まで車で約40分、合併前の旧役場やスーパー、病院のある



中心部まで約20分、大分市中心部までは約1時間半という立地である。市が運営するコミュニティバスが1日に片道3本あるが、自家用車なしでの生活は困難である。

2010年センサスでは総戸数74戸、農家戸数52戸、認定農業者3人、2013年3月末時点での住民基本台帳では人口142人、高齢化率62.0%となっていた。営農条件としては、まずA集落のように農地はまとまっておらず、切り立った溪谷の上部に田が散在している。集落内でも両端の圃場では5km程度の距離があり、アップダウンも激しい。水の確保が難しく、水利費が高い。土地改良区の水利負担金は2014年現在10a当たり1.0万円だったが、2004年頃までは1.9万円だった。

地域内に30a以上の圃場は1枚だけで平均の区画は10a未満である。居住地や水田のある場所の標高は300～350m程度で、地域の平均単収は6俵程度と少ない。獣害がひどく、2013年度に約1億円をかけ総延長28kmの防護柵を設置した。県の事業で9割補助だが、10年間の営農の継続が条件となっている。地元負担分は中山間支払の交付金を充てた。ちなみにB集落でも集落内の多くの水田が中山間支払の対象地となっている。この中山間支払、土地改良区、防護柵の三つの要素が法人Bの性格を規定している。

B集落では、法人役員を中心に農業以外の地域活性化にも熱心に取り組んでいた。具体的には、防災や高齢者の見守り、各種交流イベント、大学と連携した買物対策のモデル事業などがあった。2013年5月には、B集落を含む旧小学校区単位で地域運営組織を設立し、当時の法人Bの監事が事務局を担い運営を始めていた。

## (2) 法人と集落の変化と背景

2019年度の法人の経営面積は、利用権を設定した面積が3.2ha、それと別に相対契約で耕作する面積が7ha強、作業受託が作業にもよるが2ha前後となっている。相対は、相続時に名義変更されていないケースが大半である。2014年時点では作業受託中心だったが、5年たち直接経営する面積が大幅に増えている。なお法人Aと同様、組合長を始め理事はそれぞれ個人で経営を継続しており、基本的に法人への貸付や委託は行っていない。また相対のうち1ha程度は、

隣接圃場を耕作する農家に耕作を再委託している。

作業受託が減ったことで、収入は不安定になり、また入金も年末までないため運転資金の確保が難しくなった。またそもそも山間の棚田で日照不足により単収が低く、経営面積の増加は、経営の困難化に拍車をかける。収入は米の販売と作業受託で約230万円、それに後述のさといもが約70万円で、合計300万円、これに中山間支払の個人配分などが加わる。経営面積は増えたが、収入は5年前とほとんど変わっていない。

作物は主食用米とさといもだけで、一時期飼料用米にも取り組んだが、目標単収に到達できず助成を受けられなかったため中止した。なお米の食味は良く、地域で独自にデザインした米袋もあり、農協を通さず個人で販売する農家も多いが、法人Bでは組合長が農協の運営委員を務めていることもあり、全量農協に出荷している。

小作料は10a当たり30kg、水利費は基本的に地主負担で、これは5年前と変化はない。その水利費は前述のように前回調査時点では10a当たり1万円だったが、2017年から6千円に引き下げられた。土地改良区が運営する水力発電所の建設費の償還が終わり、収益率が上がった分で相殺されている。土地改良区では、固定価格買取制度を利用して、新たにもうひとつ水力発電施設の設置を進めている。2019年度中には工事が終わり、2020年度には稼動開始予定で、収益は施設改修や水利費の負担軽減だけでなく、何らかの形で直接地域農業の活性化にも貢献することを目指しているという。

機械や施設については、法人として所有しているのはコンバイン1台と動力噴霧器、トラクターのアタッチメントのみで、残りのトラクター、田植機、ライスセンターは中山間支払の集落協定として導入、整備している。ただ集落協定で導入したものも小型で古く、作業が追いつかないときは組合長が所有する大型の機械を利用する。

法人の機械・施設導入の財源となっている中山間支払についても、いくつか動きがあった。まず2015年度からの第4期への移行時に、約32haあった協定面積は、25ha弱へ大幅に減少した。また40人いた参加者も現在は20人と半減している。面積の減少は、主に条件が悪く5年間の営農継続に自信のない圃場を協定から外したもので、人数の減少は、農地を法人等へ貸し付けた農家が離脱し

た分が加わる。

さらに、面積や参加者を減らしただけでなく、交付金の単価も第4期への移行時に体制整備単価から基礎単価に変えている。体制整備単価を受けるためには、耕作継続が困難になった参加者が出た場合に、協定内でそれを引き継ぐ体制の整備が求められる。B集落では法人があり、上で触れたように第4期への移行時に条件の悪い圃場は協定から外している。またまだ導入すべき機械・施設も多く、より金額の大きい体制整備単価に取り組む条件は整っていたが、放出される農地の量や法人の余力が不透明なことから、安全策として基礎単価が選択された。

豊後大野市では、B集落のように第4期対策への移行にあたり基礎単価に切り替えた協定が多かった。その後市役所が制度の返還条件や第4期からの要件緩和の周知につとめたこともあり、2年目以降体制整備単価に戻す法人が出ている。B集落も第4期2年目の2016年度から体制整備単価に切り替えた。

なお、A集落では、担い手と法人の関係から個人と共同取り組み活動の配分割合を見直していたが、B集落では半々のままである。

5年前に、水利費と中山間支払と並んで、B集落の農業を規定するとした防護柵については、その内側で徐々に利用されていない農地が増えている。集落では年1～2回の草刈だけでも、と呼びかけているが、それも徹底されていない。また柵周辺の草刈も追いつかず、除草剤を撒く農家もいるが、根まで枯れると柵の下が掘りやすくなり、そこに穴を開けて猪等が入ってくるため、被害が徐々に拡大しつつあるという。

### (3) 法人の組合員・役員の変化

5年前に27人いた組合員は高齢化や離村等で23人となり、うち後述の若手メンバーを除き20人が60歳以上となっている。理事は7人で顔ぶれは5年前と変わっていない。理事と異なり監事は当て職で、基本的に集落の自治委員と女性グループの代表が務める。オペレーターは、高齢化で3人から1人抜け2人になり、現在60代後半の組合長と理事1人が担当する。5年前は、土地改良区に勤める組合長の息子が期待されていたが、オペレーターとしてはまだ参加していない。組合長は、個人としても約8haの水田を経営しており、その中には片

道20分かかる他地区への出作分も含む。さらに2019年度現在B集落の区長、さらに旧小学校区単位の区長を束ねる自治委員および、地域運営組織である地域振興協議会の会長を務め、先に触れた農協の運営委員や、市の法人連絡協議会の副会長など、多忙を極めている。

法人の運営をめぐるのは、組合長の負担軽減のため、5年前に理事会を月1回開催する、という話も合ったが、実行できていない。引き続き機械作業は組合長が過半を担い、他の農作業も多くは組合長が調整する。理事にはそれぞれ総務や会計、労務管理などの役割があるが、うまく分担できておらず、それらも組合長によるところが大きい。

5年前からの大きな変化は、草刈に若手メンバーが参加し始めたことである。組合長ともう一人のオペレーターが声をかけ、2018年から若手（40代後半から50代前半）の男性4人が草刈を担うようになった。1人は前述の組合長の息子で、B集落外に住みながらB集落内の土地改良区に勤めている。残り3人は全員B集落内在住で、他に仕事を持ちながら草刈を担っている。3人のうち2人はUターン、もう一人は妻の出身がB集落で結婚を機に移住した。2019年度の法人の草刈は、ほぼすべてこの4人が担った。ちなみに時給は従事分量配当で1,200円程度である。

メンバーはスマートフォンのSNSを使って意思疎通をしており、作業場所や作業後の様子も画像で共有・確認している。オペレーターの2人と若手4人で飲みに行くことも多いという。他の理事も徐々にSNSに参加しコミュニケーションをとるようになってきている。先に触れたようにこの4人は草刈のみで、オペレーターや事務作業にはまだ関与していない。

#### (4) 複合化と法人間連携の深化

5年前、法人A、B、Cとも県のモデル法人に選ばれ、園芸の導入を進めようとしていた。A、Cは結果として園芸には取り組んでいない中、唯一法人Bは軌道に乗りつつある。法人Bでは2015年からさといもの栽培を始めた。豊後大野市は以前からさといもの産地で、1990年前後には3億円近い売り上げがあった。B集落でも組合長をはじめ、かつて個人で栽培していた農家もあり、また近年法人として取り組み始めるケースも市内で増えていた。法人Bでは、

20aからはじめ、2019年度は40a強まで拡大している。

収穫作業をはじめ、女性4人が作業の中心を担っている。ちなみにさといもの作業も時給1,200円程度で草刈やオペレーターと同額である。さといものは栽培が比較的容易で、収量が安定しているが、土壌の適正や連作障害があり、またトラックが入れる圃場でないと作業ができないため、B集落内では面積を増やしていく。他方、集落外から農地貸付の話もあったが、移動に20分近くかかり、女性が遠方への出作を望まなかったこともあり断った。このさといもの栽培については、作業の指示や、事務、労務管理をすべて女性で担う案もあったが実現せず、他の作業同様組合長が中心となって差配している。

さといもの定植機は、A法人をはじめ市内の6法人で協議会を作り共同利用している。この協議会の会長も法人Bの組合長が務める。市内でも標高や地目(水田か畑か)に差があるため作業適期がずれ、上手く連携できる。機械は法人間連携を進める県の補助事業で導入し、各法人の負担は10万円程度だった。ちなみに5年前に触れた市の法人連絡協議会に設けられた畦畔部会の部長も、引き続き法人Bの組合長が担っている。

## (5) 今後の展望

法人Bは2019年で設立から10年を迎えたが、総会で設立総会の集合写真を見て、組合員の高齢化を確認するとともに、組織の継続、世代交代の困難性に危機感を共有したという。組合長としては、条件の悪い圃場は既に集落協定からも外し、利用されなくなりつつあり、その分現在耕作されている農地は極力残していきたいと考えている。中山間支払も、2020年度からの第5期対策では面積は大きくは減らないとしている。またこれまでも法人と中山間支払の集落協定は連携して活動してきたが、第5期には、組合長が集落協定の代表も兼ねることで、中山間支払の「超急傾斜加算」への挑戦など、法人と協定の連携をさらに進め、一体的に運営したいと考えている。

オペレーター作業については、草刈を担い始めた若手に期待している。今後各機械の運転の習得を促す予定だが、中山間地域で小規模・不整形な圃場が多く、また進入路も傾斜があり幅も狭いなど、作業の難易度は高いため、慣れるには平場以上に時間がかかる。また全員別に本業があり、他方法人では十分な

所得は保証できないため、当面は現在の2人が中心となり、徐々に移行していく計画である。

組合長のポストについては、設立以来10年現組合長が務めており、また大事には至らなかったが、2019年夏には組合長が体調を崩したこともあり、他の理事に3年間で次期組合長を確保するよう依頼している。ただ組合員には現組合長と同じ70歳前後のメンバーが多く、60代前半にはほとんどいない。現在会計を担当する理事が60代前半だが、仮に当該理事が組合長になると、会計担当をそれより若い世代から確保する必要がある。しかし先に見たように50代より若い世代の人数は極端に少なく、また年齢的にあと3年で退職するメンバーはいない。オペレーター同様、法人の事務、運営についても当面は70歳前後のメンバーが中心となって担う必要がある。

最後に、外部との連携について触れる。まず豊後大野市でも2018年度に農業公社を母体として「地域農業経営サポート機構」が発足した。法人Bも「連携組織」としてメンバーに名を連ねており、その活動を通じてさらに法人間、担い手間の連携が進むことを期待している。またB集落では春の水路清掃に県内の大学生が毎年約30人参加しており、作業後には食事会を持つなど交流を深めている。引率する教員のゼミと、集落内の約40aの使っていない畑の活用を計画しているという。

## 6. 竹田市・法人C

### (1) C地区の概況

C地区は竹田市の南西部に位置し、8つの農業集落から構成されている（図1）。標高は400m程度で、椎茸、かぼす、たばこ、花卉、畜産など水田以外の農業も盛んな地域である。ただし竹田市中心部までは25分の距離にあり、生活条件は恵まれているとはいえない。一部を除き1990年代に圃場整備が行われており、区画は2～58aまでであるが、平均は12.6aとなっている。ほぼ全域が中山間支払対象となっており、畦畔も高く管理作業が負担になっている。

法人C設立の契機は基盤整備である。1993年にC地区の基盤整備が採択されたことをきっかけに、翌年「C地区担い手育成推進委員会（2年後に協議会に

改称)」が設立され、1997年に、協議会の下部組織として、農家8人で作業受託のための任意組織「C受託組合」が設立された。2000年の中山間支払の開始に際しては、各集落ではなく協議会の枠組みを活用して協定を締結し、「協議会=集落協定」、という形を取った。そしてその後2007年4月に、C受託組合が発展する形で「農事組合法人C」が設立された。

竹田市は県内でも地域おこし協力隊の受け入れを最も積極的に行っており、市全体としては移住者も多いが、C地区ではこの5年で目立った動きはない。小学校との交流や伝統芸能である獅子舞、盆踊りの活動は継続しているが、女性グループによる農産加工や収穫祭は休止している。

## (2) 法人Cの5年間の変化

法人Cの最大の特徴は、わずか6人という構成員数である<sup>5)</sup>。この6人は全員が理事であり、人数は5年前と変わっていないが、1人交代があった。現在の理事の年齢は65歳から74歳で、平均70歳となっている。花卉、タバコがメインの農家が1人ずつ、ピーマンが2人、水稻のみが2人で、法人A、Bとは異なり、自身の水田も法人に貸付、作業委託している。加齢に伴い、園芸の経営規模を縮小させ始めている理事もいる。

5年前、オペレーターは理事に加え地区内の農業者15人が登録していたが、現在は10人ほどで、この間新規のメンバーはいない。なお理事を退任したメンバーもオペレーターとしては法人に残っている。理事と同様、60代、70代が中心で、勤めに出ているメンバーはいない。5年前、法人の作業は法人組合長1人と別の構成員1人が中心となっていたが、その後は特定のメンバーではなく、大きな偏りのない作業分担となっている。オペレーターの時給は1,500円で、5年前から変わっていない。オペレーターの配置については、作業適期と本人の都合に合わせてスケジュールを組む必要があり、結果として居住する集落以外での作業も多い。理事を含め同居跡継ぎのいるオペレーターは2～3人だという。

5年前は専従者の確保に取り組んでおり、地区在住者や出身者への声かけ、農業大学の卒業生の新卒採用、移住者の受け入れなどのアイデアも出ていたが、結果として専従者は置いておらず、労働力の構成についての大きな変化

はない。

法人Cは大豆の3作業受託から始まったが、水稻の作業も受けるようになり、また2012年度からは利用権設定も行い主食用米生産を開始した。2018年度は法人自身が経営するのが25ha、作業受託が延べ50haで、法人が経営する25haのうち大豆が16ha、主食用米は7ha、残りはWCSと飼料米である。作業受託は田植え約2ha、稲刈り38ha、大豆3作業10haとなっている。なお、経営する25haの約半分は中間管理事業を利用している。5年前は、県のモデル法人として園芸作物の導入が期待されていたが、結果としては水田での稲と大豆、それに作業受託のみで、省力的な経営を志向している。

法人の収入は、農産物販売が560万円、作業受託料金が530万円で、これに2,642万円の交付金・助成金、中山間支払の交付金が161万円、共済68万円、その他92万円などとなっている(2018年度)。営業利益は約1,600万円の赤字だが、交付金・助成金等で相殺した上で、毎年約1千万円の農業経営基盤強化準備金を積み立て、機械・施設の更新に充てている。この5年では、トラクター2台、コンバイン1台を導入した。

労務費、水管理や畦畔・法面の草刈などの再委託料、支払地代、役員報酬を合わせた「集落還元額」は1,594万円である。地代は10a当たり2万円となっている。A、Bを始め、10a当たり1万円、もしくは現物で30kgというケースが多く、法人Cは周辺地域に比べ高いが、中山間支払の個人配分を法人がもっているためとされている。なお水利費が10a当たり約5千円、圃場整備の償還金が約2万円で、これらは基本的に地主の負担だが、圃場整備については残り2～3年で償還が終わる。水管理と法面の草刈の再委託は10a当たり2万円となっている。

中山間支払の交付金のうち100万円は集落協定組織でもある「C地区担い手育成推進協議会」から還元されている分である。法人Cの経営判断は、この協議会の意向も踏まえて行われている。上でも触れたように、協議会には基本的に地域内の農家がすべて参加しており、この意味で法人Cは集落営農的な性格を持っている。

なお、中山間支払の第3期から第4期への移行時には、B集落のような大きな面積の減少や単価の変更等はなかった。2019年度からは、市のサポート機構



の支援も受けて「超急傾斜加算」にも取り組んでいる。

### (3) 基盤整備事業への対応と今後の展望

法人Cにおけるこの5年間の変化としては、管内での圃場整備事業とそれに伴う外部の担い手の誘致の計画が集みつつある。C地区は8つの集落で構成され、その大部分は90年代に一斉に圃場整備しているが、それ以前に独自に集落の一部で簡易な整備をしたケースがあった。その集落で改めて整備の話が持ち上がったが、当初は、地元負担5%の通常の圃場整備を行う予定だった。そこに地元負担のない「農地中間管理機構関連農地整備事業」が浮上し切り替えた。

工区内の農地を一旦すべて中間管理機構に預け、機構が地元負担なしで整備し、担い手へ貸し付ける、という仕組みである。2023年までに、15年以上の管理権の設定と担い手への8割以上の農地集積、高付加価値の作物の導入が条件となっている。工区は約14haで、うち約6haは以前から法人Cが借り受けていたが、工事後は、約11haを法人Cをはじめとした担い手が受ける予定となっている。ちなみに14haのうち約3haは畑である。

3つの条件のうち特にポイントになるのが、高付加価値作物の導入である。園芸等の収益性の高い作物を導入する必要があるが、法人Cには余力がない。整備地区での規模拡大に備えるだけでなく、当該地区以外にもC地区内には70代後半で数haを営んでいる後継者不在の農家があり、今後も水田の作業受託、利用権設定の依頼の増加が見込まれている。他方で、理事、オペレーターは70歳前後が主力で高齢化が進んでおり、法人として園芸品目を導入できる状態ではない。地域内の園芸農家へ当該地区での規模拡大の意向調査も行ったが、希望者はいなかったという。法人Cでは、無理に法人直営での園芸導入は目指さず、関係機関の支援の下、園芸の規模拡大を考えている近隣の大規模農家や法人、もしくは新規参入者の誘致を進めることにしている。

## 7. まとめと展望

### (1) 新しいアプローチの必要性

中山間地域では、高齢化の進行に伴い、これまでの法人の運営手法は徐々に

難しくなりつつあるといえる。3法人とも5年前と理事、オペレーターとも顔ぶれがほとんど変わっておらず、高齢化が進んでいる。また法人Aでは、青壮年部での法面の草刈対応が難しくなりつつあった。

ひとつの方向性は、A集落のように集落活動を丁寧に行い、移住者を受け入れ、出身者や若い世代による新しい集落運営の仕組みづくりを行い、その中に法人も位置づけることである。法人Bでも、集落内の若手メンバーに声をかけ、若手が作業しやすい草刈から任せ、作業の連絡や確認もSNSを積極的に使い、慰労会を行うなど、参加しやすい環境を整備していた。他地域でも、1戸複数組合員制、役員の設定年制、現役世代の時給の引き上げなどの工夫を試みている事例もある。これまで法人にかかわってこなかったメンバーをどう取り込んでいくか、既存の法人や集落運営の固定観念を超えた取り組みが、今後広がっていくことが期待される。

## (2) 園芸導入の手法と作業の担い手

県庁が当初イメージしていた法人直営での園芸品目の導入による専従者確保は進んでいなかった。特に、法人A、Cでは水田の管理に追われ、園芸には取り組んでいなかった。

県庁は法人の直営に加え、連携型を推進しようとしており、法人Cでも圃場整備を機に周辺の園芸農家や法人、新規参入者の誘致を検討していた。竹田市内には規模拡大を進めている大規模な園芸農家や法人もあり、誘致がうまくいく可能性は十分にある。その際に、法人Cをはじめとした地域との関係、例えば誘致した法人の従業員が、法人Cのオペレーターを担うなどの連携が進むかどうかは焦点のひとつとなる。

他方で法人Bではさといもが定着しつつあったが、女性を中心に直営で園芸に取り組むという可能性が残っているといえる。ただ組織への女性の参画の必要性は以前から指摘されているものの、うまくいっている事例は多くない。適切な作物選択、時給設定や労働時間、作業内容や移動距離の配慮等、女性のニーズに合った仕組みが求められる。

なお法人Bのさといもは現在40aであり、専従者を置くには2倍以上の面積が必要となる。今後さらに規模を拡大するには、労働力だけでなく、農地の確

保も課題となり、それらをクリアし専従者を置ける規模まで到達するかどうか  
が注目される。

### (3) 県庁の法人支援の方向性

3法人の実態からは、「園芸連携」は、うまく担い手を誘致できたとしても、  
水田作業のオペなど法人側のプラスになるか、また法人間連携は、機械の共同  
利用だけでなく、労働力の融通や、組織の再編・統合まで進むかが注目される。

他方で、そもそも課題を抱える法人で、将来の地域農業のビジョンが議論さ  
れているか、という根本的な課題が残っている。大分県では、機械・施設や園  
芸作物の実証等の事業導入時に「経営発展チャレンジ計画」として中長期の計  
画の策定がセットされており、2018年度までに法人の約半数の113法人が策定  
している。県の普及指導員をはじめ関係機関がアンケートやワークショップ等  
を支援する。

しかし中山間地域を中心に課題を抱えている法人は現状維持で手一杯であ  
り、事業導入等に手を挙げる余裕のないケースも少なくない。またせっかく作  
成した計画も、その後の検証や見直しが十分行われていないケースもある。事  
業の導入にかかわらず、法人の計画策定およびその検証を、継続的、中長期的  
に支援する仕組みが必要だと考えられる。例えば、2019年度以降本格化する「人・  
農地プラン」の実質化において、単に農地を誰に集めるかだけでなく、地域  
農業全体のビジョンとして取りまとめることが期待される。

### (4) 低単収への対応の必要性

最後に、中山間地域の法人の経営安定のための支援策について触れたい。法  
人A、Bではこの5年で利用権設定面積が増えており、それに伴い収益性の悪  
化や、運転資金確保の困難化が生じていた。作業受託に比べリスクが大きく、  
また収入が一時期に限られることに加え、中山間地域ゆえのハンディキャップ  
の存在がある。

一般に中山間地域では圃場は小区画・不整形で法面も高く作業には余分なコ  
ストがかかる。その分については中山間支払が一定程度補償しているが、他方  
で日照不足や低温による単収の低さについては、中山間支払では考慮されな

い。法人Bでは単収が6俵と低く、飼料米も基準単収に届かず助成を受けられなかった。

中山間地域の法人では、離農が進む中で、作業受託から利用権設定へ移行せざるを得ない状況が広がりつつある。高コストへの対応だけでなく、低単収への配慮が求められている。

## 付 記

本稿執筆に当たり、各法人の役員の皆様には、ご多忙の中ヒアリングにご対応いただきました。大分県農地活用・集落営農課の皆様には、集落営農法人のデータを提供していただくとともに、内容について大変有益なコメントを頂きました。記してお礼申し上げます。

## 注

- 1) 拙稿「中山間地域における集落営農法人の現状と展望」(『農業研究』第27号、2014年、339-364頁)を参照。
- 2) なお25haという規模は中山間地域の法人には高いハードルであり、県の機械導入支援事業では、一般の法人では3年以内に25haを目指すことが求められるが、中山間地域は要件を20haに緩和するなどの措置がとられている。
- 3) サポート機構については拙稿「中山間地域の水田農業の多様な担い手」(『農業研究』第31号、2018年、309-331頁)を参照。
- 4) なお、県全体として園芸の導入が進んでいない、というわけではない。2018年度の園芸の本格導入法人数の目標は31であり、目標を達成している。
- 5) 2015年センサスによればC地区には総農家が91戸あるため、農水省の定義では参加率が1割に満たない法人Cは集落営農の定義を満たさない。他方で、大分県では集落営農法人を「一集落または複数集落を単位として、複数の世帯を構成員とし、集落の合意の上設立された法人であり、効率的な農業経営、作業受託、機械の共同利用、農地の利用調整を中心とした事業を行うことで、農業・集落の活性化を目指す組織」、としており、参加率についての要件は設けておらず、法人Cも集落営農としてカウントされている。